

令和3年3月16日

同時発表 国土交通省自動車局

自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策 ～新型コロナウイルス感染拡大防止～

自動車の所有者に課される軽自動車税の賦課期日が4月1日であるため、廃車等の手続き（自動車検査証返納等）を3月末までに終了させるよう申請が年度末に集中し、不特定多数の申請者が全国の軽自動車検査協会の窓口を訪れる傾向がありますので、極力3月中の来所を避けて頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、総務省との協議の結果、昨年度に引き続き「3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、15日以内に所定の手続きがなされたものであれば、当該手続き及び税申告が令和3年4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行っていただきたい」旨、総務省から地方自治体へ通知されておりますのでお知らせいたします。

【軽自動車における特例対象手続き】

- ・ 解体を伴う自動車検査証返納届出を行う場合
- ・ 所有者名義変更及び自動車検査証返納届出を同時に行う場合
- ・ 所有者名義変更及び輸出予定届出を同時に行う場合

【参考例】 3月25日に解体を伴う自動車検査証返納届出を行う場合

